

# 令和2年度 基本評価調書

施策名	人権が尊重される社会の実現	所管部局	環境生活部	作成責任者	環境生活部長 築地原 康志	施策コード	03 — 08
総合評価	概ね順調に展開	照会先	道民生活課道民生活係 24-176	関係課	道民生活課	政策体系コード	1(5)C

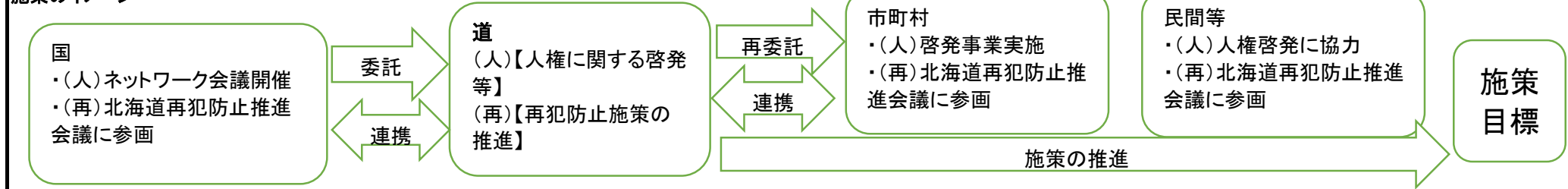
## Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

### 1 目標等の設定

現状と課題	施策目標	施策の予算額(千円)	
<p>・女性に対する暴行や子どもへの虐待、インターネットを利用した人権侵害の増加など、人権を取り巻く状況は複雑・多様化してきていることから、今日的な課題を踏まえた上で基本的人権の尊重についての正しい理解と人権意識の普及・高揚のための取組を推進する必要がある。</p> <p>・検挙者の48.7%(H28)を再犯者が占める状況から、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年12月には、法に基づく「再犯防止推進計画」が策定された。</p> <p>法や計画で地方公共団体の「地方再犯防止推進計画」の策定を求められていることから、国の「地域再犯防止推進モデル事業」を活用し、再犯防止対策の検討を行う必要がある。</p>	<p>・道民一人ひとりが多様な個性や価値観の違いを認め、互いの個性や人格を尊重し合い、人権について正しい理解を持ち行動できるよう、家庭や地域、職場などあらゆる場を通じて、人権に関する教育や啓発などを進め、人権侵害がない、真に人権が尊重される社会の実現を目指す。</p> <p>・犯罪をした者等の円滑な社会復帰を図ることにより再犯を防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。</p>	H30	33,535
		R1	33,237
		R2	24,095

項目	政策体系	国の役割・取組等	道の役割・取組等	市町村の役割・取組等	民間等の役割・取組等
【人権に関する啓発等】	1(5)C	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発活動地方委託事業を道に委託</li> <li>人権啓発活動ネットワーク協議会を主催し、地方公共団体などと連携した人権啓発を実施</li> <li>人権擁護委員を各市町村に配置し、人権相談を受けたり、人権の考え方を普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権施策推進基本方針に基づき、あらゆる場を通じ、効果的な人権教育・啓発を推進</li> <li>人権啓発活動地方委託事業を国から受託し、啓発事業を実施するほか、市町村に再委託</li> <li>人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、国や市町村などと連携した人権啓発を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発活動地方委託事業を道から受託し、啓発事業を実施</li> <li>人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、国や道などと連携した人権啓発を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発に関する取組を実施するなど、積極的に協力</li> </ul>
【再犯防止施策の推進】	1(5)C	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域再犯防止推進モデル事業を道に委託(H30～R2)</li> <li>モデル事業を活用し道が開催した「北海道再犯防止推進会議」に、高等検察庁、矯正管区、地方更生保護委員会などの刑事司法関係機関や北海道労働局が参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国のモデル事業を活用し、国の関係機関、関係市、更生保護関係団体などの連携を図るための「北海道再犯防止推進会議」を開催</li> <li>モデル事業において、住民の意識啓発や、市町村の取組を促進する取組、犯罪をした者の更生を支える保護司への側面支援など実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル事業を活用し道が開催した「北海道再犯防止推進会議」に、市長会、町村会が参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル事業を活用し道が開催した「北海道再犯防止推進会議」に、更生保護関係団体や福祉関係団体が参画</li> </ul>

### 施策のイメージ



# 令和2年度 基本評価調書

施策名

人権が尊重される社会の実現

施策コード

03 — 08

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

Do & Check 施策評価

## 今年度の取組

## 1-2 取組の結果

政策体系 及び 関連計画等	今年度の取組	実績と成果、新型コロナウイルス感染症の影響等	道民ニーズを 踏まえた対応
1(5)C  —	<p>【人権尊重の理念の理解を深めるための啓発活動】</p> <p>◎国の人権啓発活動地方委託事業等を活用しながら、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、ハンセン病、アイヌの人たち、性的マイノリティなど、あらゆる分野や地域で人権尊重の理解を深めるため、スポーツ組織と連携協力するなど様々な啓発を実施</p> <p>◎市町村への委託事業(人権啓発物品の配布事業など)</p>	<p>国、人権擁護委員連合会、道、市町村で構成する人権啓発活動ネットワーク協議会と連携し、道、市町村において人権尊重意識の普及に効果的な、各人権課題分野における様々な事業を実施している。</p> <p>○女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、ハンセン病、アイヌの人たち等の分野に係る、講演会の開催、啓発物品の作成、スポーツ組織と連携した人権啓発等の実施(庁内各課において、のべ16事業実施(R1))</p> <p>○市町村への委託事業(16市町村に委託、人権の花運動、人権啓発講演会、人権啓発物品の配布事業など、のべ61事業実施(R1))</p>	
1(5)C  —	<p>【人権啓発活動の現状や取組状況等の情報共有】</p> <p>○庁内連携会議(北海道人権施策推進本部幹事会)の開催</p>	<p>庁内連携会議を開催(R2.5)。次の議題について協議し、情報共有を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道人権施策推進基本方針の点検結果等について</li> <li>・北海道人権施策推進基本方針の見直しについて</li> <li>・人権関係の個別課題に係る道の推進体制について</li> </ul>	
1(5)C  —	<p>【再犯防止に係る取組】</p> <p>○関係機関・団体との連携による「社会を明るくする運動」(主唱・法務省)の推進、啓発パネル展の実施等</p> <p>○国のモデル事業を活用し、国の関係機関、関係市、更生保護関係団体などの連携を図る「北海道再犯防止推進会議」を開催</p> <p>○国のモデル事業を活用し、庁内関係部と連携を取りながら国の「再犯防止推進計画」を参考として北海道における再犯防止取組について検討を行う。</p>	<p>○「社会を明るくする運動」</p> <p>「社会を明るくする運動」の推進期間(毎年7月)において、北海道地方更生保護委員会等と連携し、道庁1F特設展示場で啓発パネル展を実施(R2.7)。犯罪や非行のない地域社会づくりのための参加について道民にわかりやすく啓発した。</p> <p>○地域における再犯防止対策に係る現状や課題を国、関係市、更生保護関係団体などと共有を図り、安全で安心な社会づくりに向けた取り組みを進めるため、「北海道再犯防止推進会議」を開催(R2.7)。</p> <p>○「北海道再犯防止推進計画」の策定に向け、関係機関等から意見を聴取するため「北海道再犯防止推進会議専門部会」を設置(R2.7)。</p>	<p>再犯防止や犯罪をした者等の更生、地域社会の受入等に関する道民意識調査を実施(R1.10~11)。結果については再犯防止推進計画等に反映していく。</p>

## 2 連携の状況

## 2-2 連携の取組状況

連携種別 (政策体系)	連携内容	連携先		取組の実績と成果、新型コロナウイルス感染症の影響
		施策コード	関係部・関係課	
施策・部局 1(5)C	庁内連携会議(北海道人権施策推進本部幹事会)において、人権に関する施策の効果的な推進について協議するとともに、人権啓発活動地方委託事業参画機関がそれぞれの人権施策事業に取り組んでいる。	-	関係各部	<p>○庁内連携会議 庁内連携会議を開催(R2.5)。次の議題について協議し、情報共有を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道人権施策推進基本方針の点検結果等について</li> <li>・北海道人権施策推進基本方針の見直しについて</li> <li>・人権関係の個別課題に係る道の推進体制について</li> </ul> <p>○人権施策事業 国からの委託事業(人権啓発活動地方委託事業)を活用し、庁内各課と連携し、女性や子ども、高齢者、アイヌの人々などの人権課題に対応する啓発活動を実施。</p>
地域・民間	人権啓発活動を総合かつ効果的に推進するため、各法務局毎に設置されている人権啓発ネットワーク協議会の構成メンバーとして、関係市町村、関係機関等と人権啓発活動地方委託事業の情報交換、調整を行うなど連携を図っている。	-	札幌法務局、旭川地方法務局、函館地方法務局、釧路地方法務局	<p>人権啓発ネットワーク協議会が道内4か所で開催され、道担当が出席(R1.9)。 なお、関係市町村、関係機関等との人権啓発活動地方委託事業の情報交換、調整は随時行っている。</p>
		-	人権擁護委員連合会	
		-	関係市町村	
地域・民間	再犯防止施策の効果的な推進のため、各保護観察所単位で「北海道再犯防止推進会議 地域会議」を開催し、関係市、更生保護団体等と連携を図っている。		各地方検察庁、各保護観察所、矯正施設、関係公共職業安定所	<p>北海道再犯防止推進会議地域会議を、道内4ヶ所で開催(R2.1~2)。 なお、保護観察所等の関係機関とは、再犯防止施策の効果的な推進のため、適宜情報交換を行っている。</p>
			各地方保護司連盟、更生保護女性連盟、協力雇用主会、更生保護法人、地域生活定着支援センター等	
			関係市	

# 令和2年度 基本評価調書

施策名	人権が尊重される社会の実現	施策コード	03 — 08
-----	---------------	-------	---------

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

Do & Check 施策評価

## 3 成果指標の設定

(H:平成、R:令和、大文字は年度、小文字は暦年)

## 3-2 成果指標の達成度合

主①	指標名	目標の基準		今年度の目標		最終目標		評価年度	H29	H30	R1	達成度合の分析ほか
		基準年度	h26	年度	r2	最終年度	r6	達成度合	B	A	A	
人権侵犯事件数 【指標の説明】 人口10万人あたりの全国平均値比較(暦年) 【アウトカム指標】 人権が尊重された社会づくりの進展状況を測る指標として設定。	基準値 117.8 (実績値19.9件)	目標値	100	最終目標値	100	年度	R1	R2	進捗率	100	100	【内的要因】 人権侵犯事件数は、令和元年実績で、北海道では10万人当たり7.3件となり、全国の平均値を大きく下回る結果となった。基本的人権の尊重についての正しい理解と人権意識の普及を図るための取組を国、道、市町村が連携して進めた効果と考えられる。 【外的要因】
		根拠計画	政策体系	増減方向	達成率の算式	目標値	100	100	100			
	北海道総合計画	1(5)C	減少	(目標値/実績値)×100 ※実績値は、(北海道値/全国平均値)×100	実績値	60.3	-	60.3				
					達成率	165.8%	-	165.8%				

### ● 本施策に成果指標を設定できない理由

### ● 達成度合について

達成度合	A	B	C	D	-
直近の成果指標の達成率	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	80%未満	算定不可

令和2年度 基本評価調書

施策名	人権が尊重される社会の実現	施策コード	03	—	08
-----	---------------	-------	----	---	----

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領別紙様式1)

4 事務事業の設定

整理番号	政策体系	事務事業名	事務事業概要	課・局室名	前年度からの繰越事業費(千円)	令和2年度					フルコスト(千円)
						事業費(千円)	うち一般財源	執行体制			
						本庁	出先機関	人工計			
0611	1(5)C	地域人権啓発活動活性化事業費	人権の尊重とその擁護等に関する普及啓発業務	道民生活課		19,596	0	0.6	0.1	0.7	25,140
0612	1(5)C	人権施策の総合調整及び推進に関する内部調整事務	庁内各部との調整、人権啓発推進本部等の内部調整事務	道民生活課			0	0.2	0.0	0.2	1,584
0613	1(5)C	更生保護事業に関する対外的調整事務	再犯防止推進計画策定に向けた検討、社会貢献賞、啓発パネル展等の実施、社会を明るくする運動の団体との対外的調整事務(表彰、啓発など含む)	道民生活課		4,499	0	1.0	0.1	1.1	13,211
計						0	24,095	0	1.8	0.2	2.0

令和2年度 基本評価調書

施策名	人権が尊重される社会の実現	施策コード	03 - 08
-----	---------------	-------	---------

Do & Check 施策評価 一次政策評価結果(各部署等による評価)

5 一次政策評価結果と翌年度に向けた対応方針等

(1)成果指標の分析

政策体系	達成度合の集計					判定	成果指標の分析
	A	B	C	D	-		
	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	80%未満	算定不可		
1(5)C	1					A・B指標のみ	<人権侵害事件数(人口10万人あたり)の全国平均値比較(暦年)【A】> 人権啓発活動地方委託事業などにより、国、道、市町村が連携して、各地域や様々な分野で人権啓発に取り組んでおり、人権尊重の意識が浸透してきている。
						-	
						-	
計	1	0	0	0	0	A・B指標のみ	

(2)取組の分析

基準1 (施策の推進に当たり対応すべきもの)		対応している (○→対応している) (△→コロナの影響)	理由
1	計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請等を踏まえた課題等に対応しているか	○	・国や市町村と連携して、社会情勢や地域の実情を踏まえて人権啓発活動地方委託事業等の人権教育・啓発事業を実施しているほか、北海道人権施策推進本部幹事会の開催、更生保護事業に関する啓発活動等、人権尊重の理解を深めるため広範囲にわたる取組みを推進している。
基準2～4 (施策の推進に当たり取組が認められる)		取組がある (○あり→取組がある)	取組があるとする理由(新型コロナウイルス感染症の影響で取組がない場合は理由を記載)
2	施策の推進に当たり、国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか	-	
3	道民からのニーズを的確に把握し、施策推進に役立っているか	○	・人権意識の向上、理解を深めるための各種事業実施時に効果検証のためのアンケート調査を実施しており、次年度の事業の企画、立案に生かすなど、効果的な施策の推進に役立っている。 ・令和元年度道民意識調査において「北海道における再犯防止の取組について」について調査し、施策推進の参考としている。
4	施策の推進に当たり、他の施策・部局との連携や地域・民間との連携・協働による成果を確認できるか	○	・北海道人権施策推進本部幹事会の開催や人権啓発活動地方委託事業における道関係部の事業実施に係る調整など、関係機関が連携して施策を推進している。
判定			a

・基準1が「○」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→ a  
 ・基準1が「○か△」ではない、又は基準1は「○か△」だが基準2～4に1つも「○」がない→ b  
 ・基準1が「△」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→ c



# 令和2年度 基本評価調書

施策名	人権が尊重される社会の実現	施策コード	03 - 08
-----	---------------	-------	---------

## Action 施策・事務事業評価

### 7 評価結果の反映 (1) 一次政策評価結果への対応

対応方針 番号	対応	事務事業
①	<新たな取組等> ・相談窓口の情報等にかかるページに掲載した項目や掲載内容について適時適切に見直しを進めるなど、分かりやすい情報提供に努める。	

### (3) 事務事業への反映状況

方向性	拡充	改善	縮小	統合	廃止	終了	合計
反映結果							0

次年度新規事業 (予定)
0

事務事業 整理番号	事務事業名	一次政策評価における 方向性(再掲)	次年度の方向性 (反映結果)